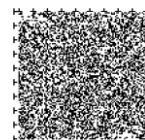


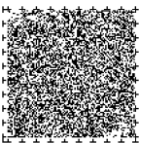
第2次紀の川市
男女共同参画推進プラン
～中間見直し～



～ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち～

2023(令和5)年度～2027(令和9)年度





はじめに

本市では、2009（平成21）年に「紀の川市男女共同参画推進プラン～きのかわハートプラン～」を策定して以来、2018（平成30）年には、第2次推進プランとして改訂し、男女共同参画のまちの実現に向けて総合的に施策を推進してまいりました。



働き方や価値観などが多様化する中、社会で働く女性の活躍支援、男女共同参画の視点に立った防災対策、男女間の暴力に関する問題等、多くの課題がありますが、一人ひとりが輝ける社会の実現に向けて積極的にまちづくりを進めております。

しかしながら、令和3年度に実施した市民意識調査において、「妻は家庭を守るべき」と考える固定的性別役割分担意識や、無意識の思い込みが、依然として根強く残っていることが分かりました。

このような状況を受け、本推進プランは、男女共同参画のまちの実現に向け、「意識改革」と働く場や家庭における「環境整備」を促進することにより、すべての人が等しく、仕事、家庭、そして地域社会に参画できる生きやすい社会を目指すこととしています。

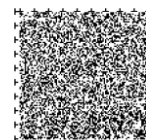
そのためには、市民の皆さまをはじめ、企業、関係団体などが連携し協力していただくことが大切です。

本推進プランに基づき、すべての人が性別にかかわらず自らの意思により社会の中で互いに相手の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる機会の確保に努め、ともに責任を担い、ともに活躍できる男女共同参画のまちの実現に向け、取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本推進プランの中間見直しにあたり、男女共同参画推進プラン懇話会委員の皆さま、さまざまな立場からご意見をいただいた皆さま、ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

2023（令和5）年3月

紀の川市長 岸本 健



目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の見直し体制.....	3

第2章 紀の川市の現状

1. 男女共同参画に向けた取組.....	4
2. 統計データからみた紀の川市の現状.....	7
3. 中間評価.....	12

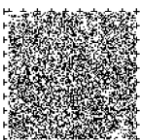
第3章 計画の基本理念・目標と施策の方向性

1. 計画における基本理念.....	16
2. 計画の基本的視点.....	17
3. 施策の体系.....	18

第4章 施策の展開

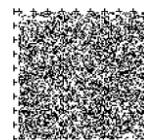
基本目標1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり.....	19
基本目標2 仕事も生活も大切にできる環境づくり.....	24
基本目標3 個人の尊厳が確立された社会づくり.....	31
基本目標4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり.....	39

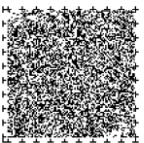
参考資料



第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の見直し体制





1. 計画見直しの趣旨

「男女共同参画社会」とは、全ての人の人権を尊重し、性別に関係なく対等な立場で責任を分かち合い、社会のあらゆる分野にともに参画し、個人の能力や個性を十分に発揮することができる社会のことです。

わが国においては、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、その中で、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、二十一世紀の最重要課題と位置づけられています。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2000(平成12)年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画が見直され、2020(令和2)年に「第5次男女共同参画基本計画」(以下「第5次基本計画」という。)が策定されました。

「第5次基本計画」では

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会の4つが目指すべき社会として掲げられています。

加えて、2015(平成27)年に国連において採択された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」に基づき国で定められた「SDGs実施指針」では、2019(令和元)年の改訂により、優先課題の1番目に「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が記載されるなど、近年、その位置づけがより強化されているところです。

本市においては、2009(平成21)年に「男女共同参画推進プラン」、2018(平成30)年に「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」(以下「第2次プラン」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

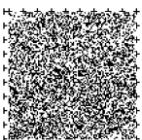
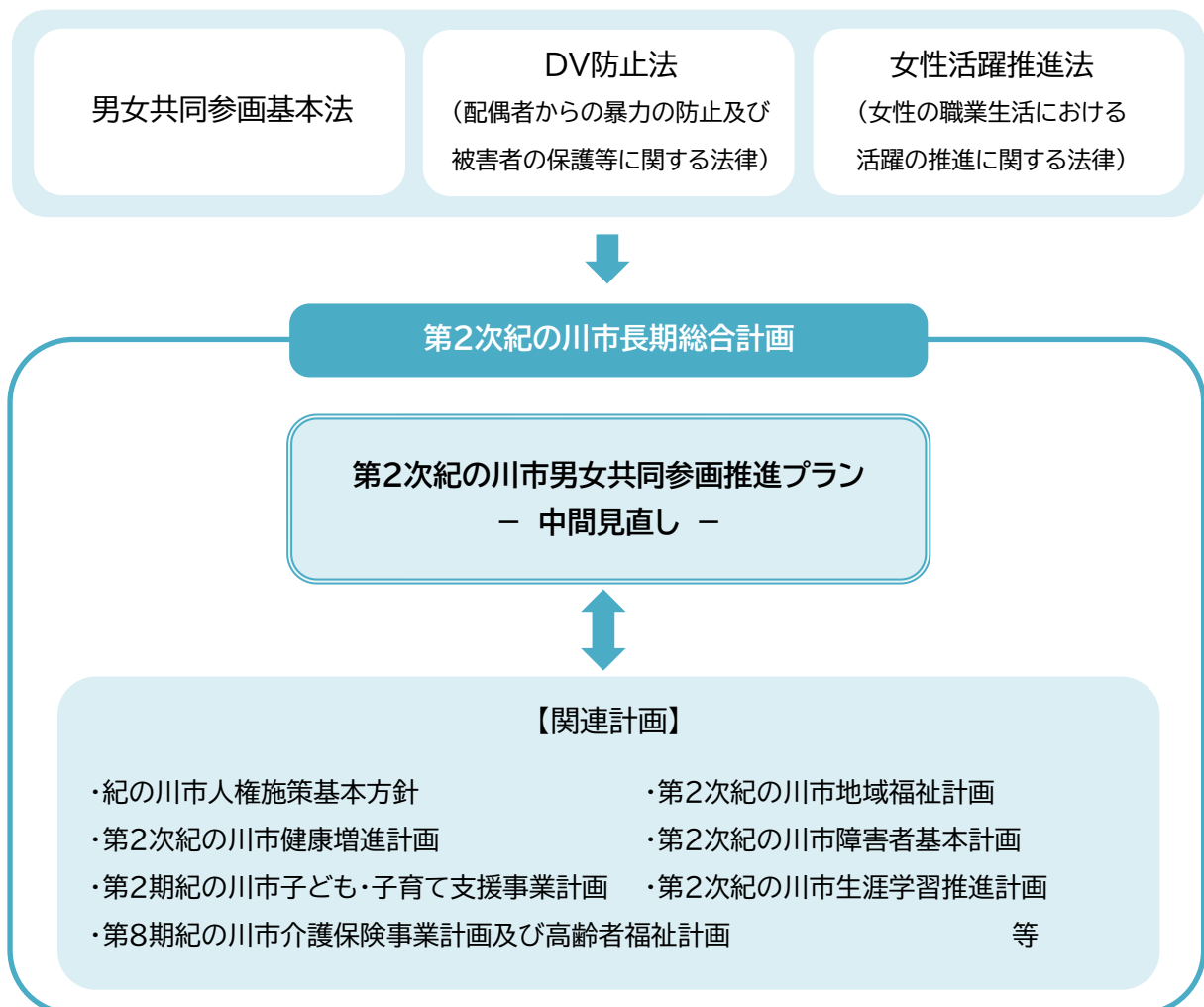
この度、第2次プランの策定から5年が経過したことから、これまでの取組の成果を検証するとともに、最近の国や県、本市の動向等を踏まえ、中間見直しを行います。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。国が策定した「第5次男女共同参画基本計画」や、県の「和歌山県男女共同参画基本計画(第5次)」を勘案するとともに、「第2次紀の川市長期総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の推進に関する施策を促進するための指針として策定します。

また、本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づき、本市における配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画と、地域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含めた計画とします。



3. 計画の期間

計画の期間は、第2次プランの計画期間である2018(平成30)年度から2027(令和9)年度のうち、後半の5年間にあたる2023(令和5)年度から2027(令和9)年度を計画期間とします。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
第2次紀の川市男女共同参画推進プラン									
					第2次紀の川市男女共同参画推進プラン － 中間見直し版 －				

4. 計画の見直し体制

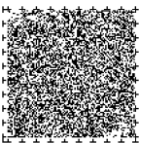
(1)市民の参画

- 男女共同参画推進プラン策定懇話会
学識経験者・関係各種団体・公募による市民で構成
- パブリックコメントを実施

(2)市役所職員の参画

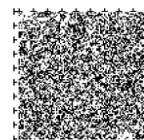
- 男女共同参画推進本部

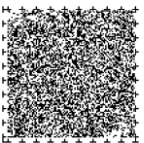




第2章 紀の川市の現状

1. 男女共同参画に向けた取組
2. 統計データからみた紀の川市の現状
3. 中間評価





1. 男女共同参画に向けた取組

(1) わが国の取組

わが国における男女共同参画社会の形成は、1999(平成11)年に制定された「男女共同参画社会基本法」に則り、社会のあらゆる場に男女共同参画の意識を根付かせる取組を推進しています。また、「男女共同参画社会」の実現は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しているわが国において「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。

2020(令和2)年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会の4つが改めて提示されています。

第5次男女共同参画基本計画

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

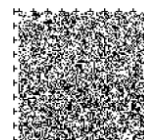
II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化



(2)和歌山県の取組

和歌山県は、2002(平成14)年3月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定、2003(平成15)年3月には「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。2022(令和4)年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」、「男女がともに活躍する社会づくり」の3つの観点をもって男女共同参画を進め、女性の活躍を推進しています。

和歌山県男女共同参画基本計画(第5次)

施策の方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

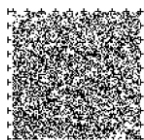
1. 男女共同参画に向けた意識改革
2. 相談体制の充実・相談窓口の広報
3. 男女共同参画推進のための教育等の充実

施策の方向Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

1. 男女間のあらゆる暴力の根絶
2. 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり
3. 困難な状況に置かれている人への支援

施策の方向Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

1. 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大
2. 働く場と家庭における男女共同参画の推進
3. さまざまな分野における男女共同参画の推進



(3)紀の川市の取組

紀の川市では、2009(平成 21)年3月に「紀の川市男女共同参画推進プラン」を策定し、全ての人々が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく個性や能力を発揮できる「ともに参画しひとりひとりが輝く 男女共同参画のまちづくり」を将来像とした、男女共同参画社会の実現を目指してきました。また、2018(平成 30)年3月には「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めています。

第2次紀の川市男女共同参画推進プラン

基本目標 1. あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

基本方針 1. 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

2. 政策・方針決定過程での男女共同参画

基本目標 2. 仕事も生活も大切にできる環境づくり

基本方針 1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援の充実

2. 農林業、自営業などでの男女共同参画の推進

3. 雇用の分野での男女平等の推進

基本目標 3. 個人の尊厳が確立された社会づくり

基本方針 1. あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

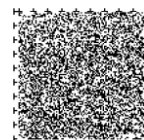
2. 男女共同参画推進のための教育の充実

3. 多様な人々が安心して暮らせる社会環境の整備

基本目標 4. 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

基本方針 1. 生涯を通じた男女の健康支援

2. 男女共同参画の意識啓発の推進

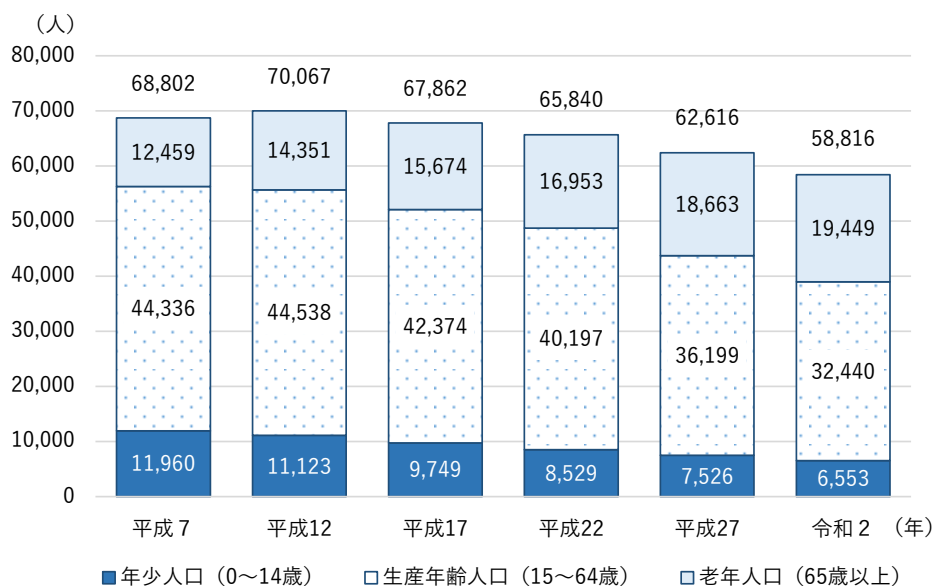


2. 統計データからみた紀の川市の現状

(1) 少子・高齢化の状況

紀の川市の人口は、2020(令和2)年時点で58,816人であり、総人口は年々減少傾向にあります。その内訳をみると、年少人口・生産年齢人口で減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあることから、紀の川市でも少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

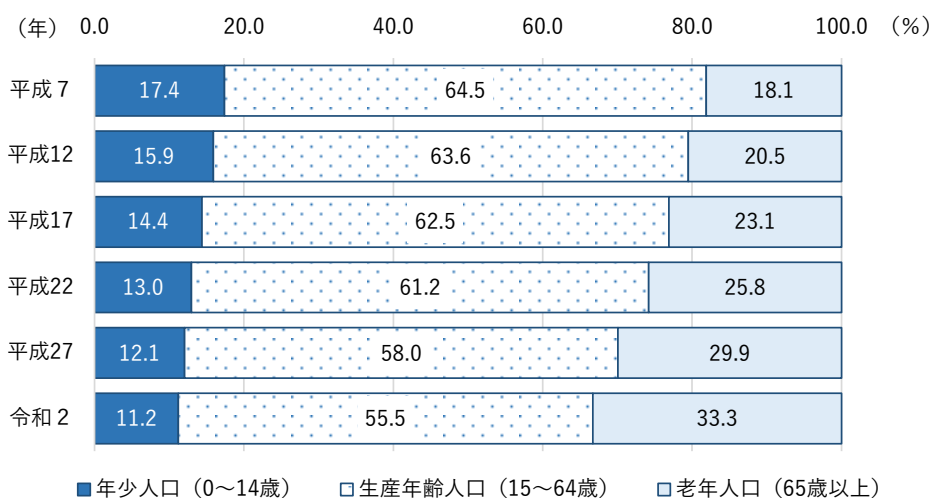
【紀の川市 年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

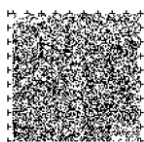
※総数は「年齢不詳者」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない

【紀の川市 年齢3区分別人口構成比】



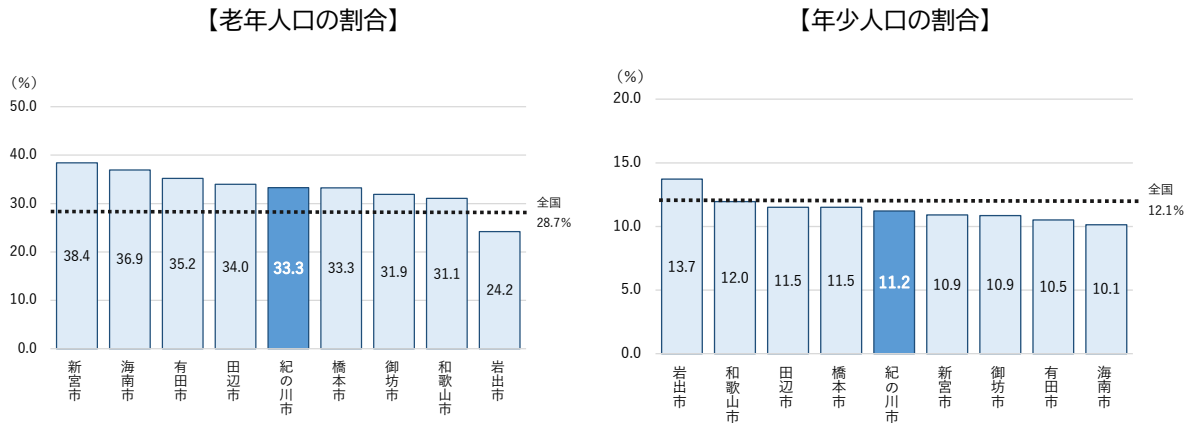
資料：国勢調査

※割合は、分母から不詳を除いて算出している



●老年人口・年少人口の割合

和歌山県内の9市と老年人口の割合を比較すると紀の川市は33.3%、年少人口の割合は11.2%となっており、少子高齢化が他市に比べて平均的な傾向にあるといえます。しかし、全国平均と比較すると紀の川市の老年人口の割合は多く、年少人口の割合は少ないため、全国的に見ると少子高齢化の進展が進んでいるといえます。



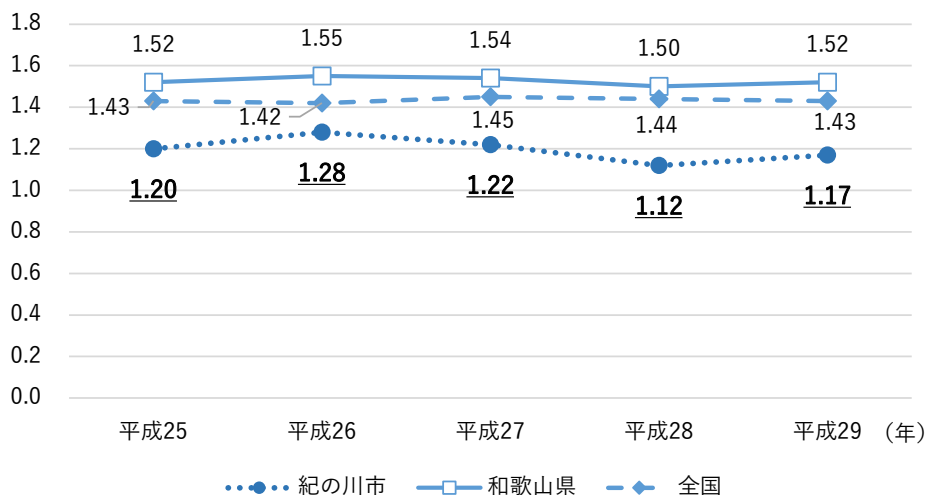
資料:国勢調査(令和2年)

※割合は、分母から不詳を除いて算出している

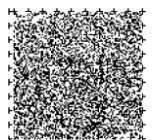
●合計特殊出生率の割合

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した「合計特殊出生率」(1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数)をみると、2014(平成26)年で1.28と微増したものの、以降は減少傾向にあり、2017(平成29)年は1.17となっています。また、いずれの年度でも全国平均や和歌山県よりも低い数値となっていることが分かります。

【紀の川市 合計特殊出生率の推移】



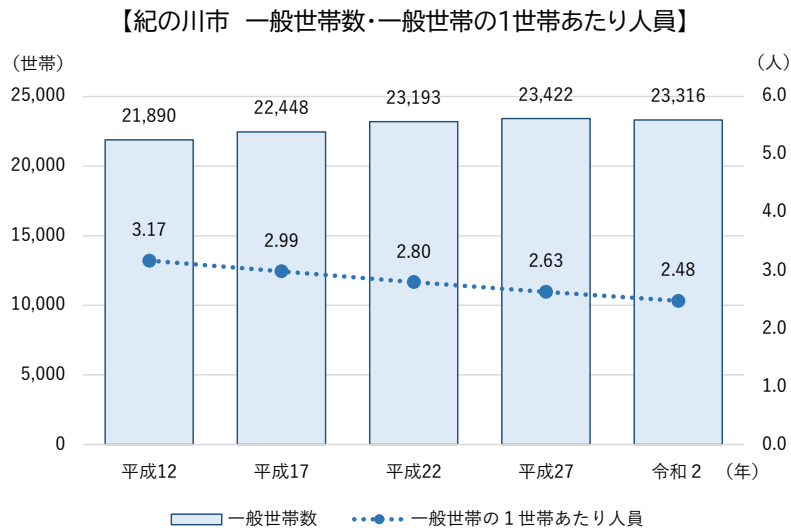
資料:紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和元年度改訂版)



(2) 家族・ライフスタイルの状況

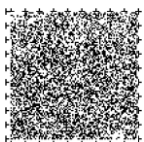
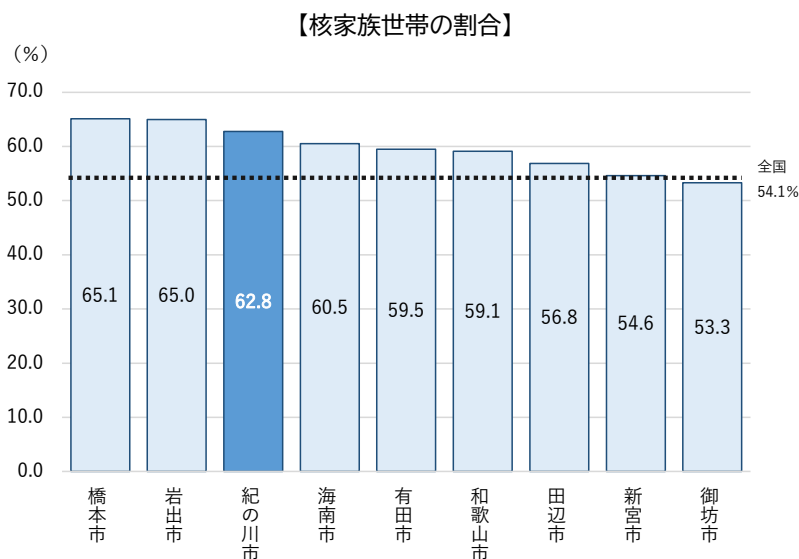
一般世帯数は微増傾向にある一方、一般世帯の1世帯あたり人員は減少しており、2020(令和2)年では2.48人となっていることから世帯の小規模化がうかがえます。

一方、世帯類型別構成比をみると、紀の川市の核家族世帯の割合は62.8%と、全国より高い水準となっており、和歌山県内の他市と比較しても、高い数値となっています。



【世帯構成比】 (%)

	紀の川市	和歌山県	全国
核家族世帯	62.8	59.3	54.1
夫婦のみの世帯	24.6	23.6	20.0
夫婦と子供から成る世帯	27.8	25.4	25.0
男親と子供から成る世帯	1.7	1.4	1.3
女親と子供から成る世帯	8.7	8.9	7.7
核家族以外の世帯	10.9	7.4	6.8
非親族を含む世帯	0.5	0.7	0.9

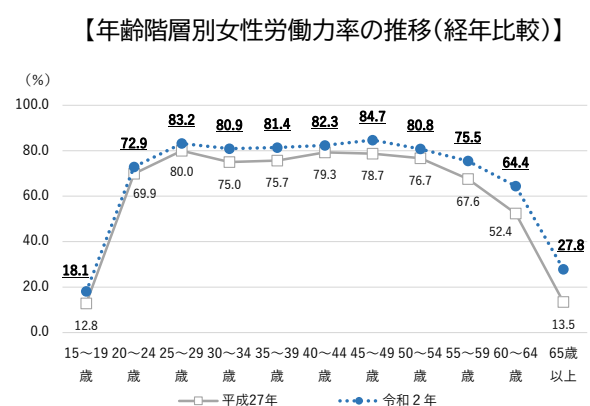
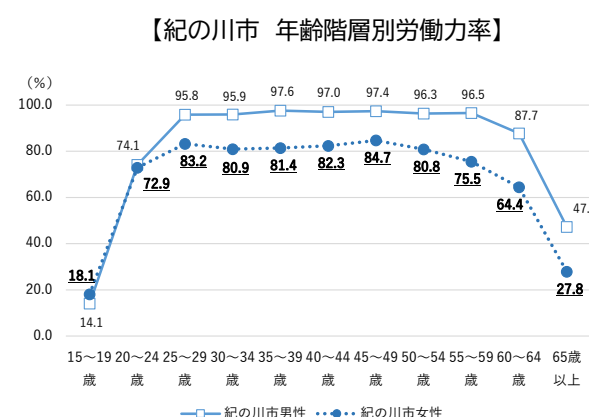
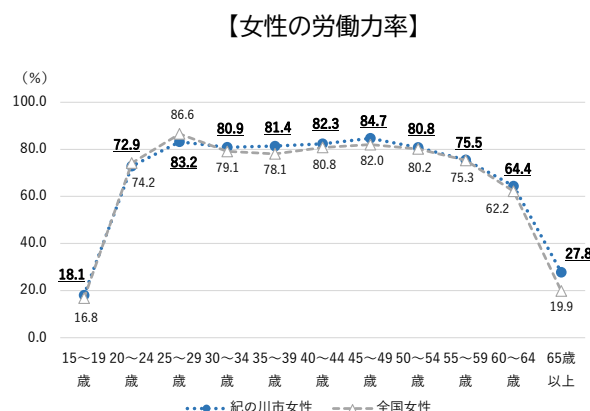
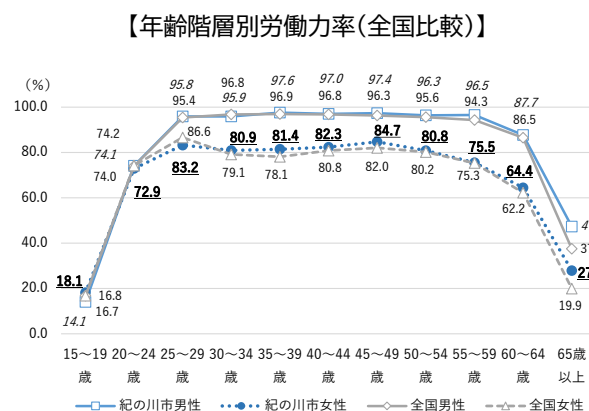


(3)就労の状況

労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年齢階層ごとに見ると、全国・紀の川市とも、女性においては、妊娠・出産・子育て期にあたる30歳代に最も低くなるいわゆるM字カーブを緩やかに描いています。紀の川市の女性の労働力率を全国と比較すると、カーブの底部分(30歳代後半女性)の落ち込みが全国よりも小さく、40歳代後半以降の労働力率の回復が緩やかで、全国を上回っています。これにより紀の川市の女性は全国の女性よりも復職する人が多い傾向にあることが読み取れます。

紀の川市の女性の労働力率を2015(平成27)年と2020(令和2)年で比較すると、M字カーブの落ち込みが緩やかになっています。また、全ての年代で労働力率が2020(令和2)年度で高いことから、女性の労働力率が上昇していることがうかがえます。

雇用契約に基づき、決まって支給される現金給与額のうち、超過労働給与額残業などの時間外労働に対する給与を差し引いた額である所定内給与額の推移をみると、全国、和歌山県ともに各年女性の額が男性の額を下回り、和歌山県における2021(令和3)年度の男女の所定内給与額の差は約9.1万円(月額)と、2019(令和元)年と比べても男女差が大きくなっています。



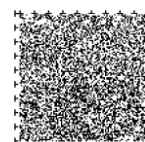
資料:国勢調査

【全国・和歌山県 所定内給与額(月額)の推移(男女別)】

(千円)

	令和元年			令和2年			令和3年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
和歌山県	278.5	306.7	229.4	277.6	304.4	235.3	287.3	320.0	228.9
全国	307.7	338.0	251.0	307.7	338.8	251.8	307.4	337.2	253.6

資料:賃金構造基本統計調査

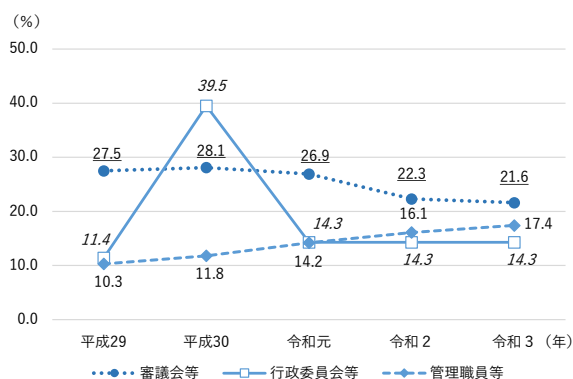


(3)政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

●女性の参画状況

紀の川市における政策・方針決定過程への女性の参画率をみると、2018(平成30)年に、行政委員会等の女性登用率が39.5%と4割近くまで増加したものの、以降は14%台を推移しています。審議会等の女性登用率については、微減しており、2021(令和3)年は21.6%となっています。一方で、管理職員等の女性登用率については微増傾向にあり、2021(令和3)年には17.4%となっています。女性の参画率を和歌山県内の他市と比較すると、管理職における女性の割合のみで高い水準となっています。

【紀の川市 女性登用率の推移】

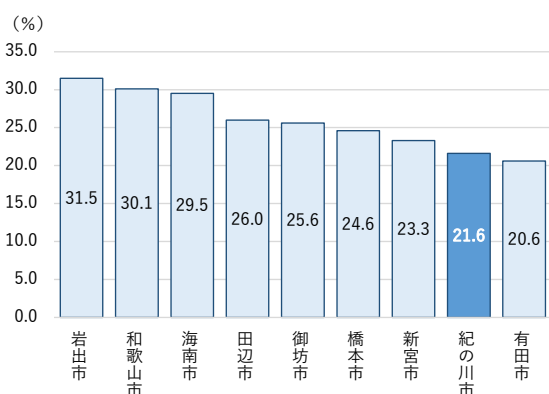


【女性の参画状況(全国・和歌山県比較)】

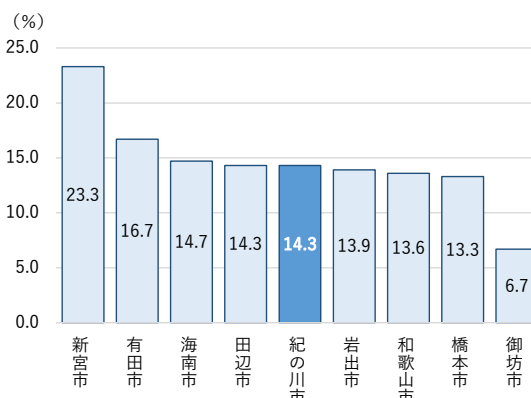
	紀の川市	和歌山県内 市町村 (平均)	和歌山県	全国
審議会	21.6	24.9	29.9	42.3
行政委員会等	14.3	12.3	19.7	-
管理職員等	17.4	13.0	11.5	-

※市: 地方自治法(第202条の3条の3)に基づく審議会等、
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等
県: 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない
審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等
国: 国家行政組織法第8条ならびに内閣府設置法第37条及び
第54条に基づく国の審議会等

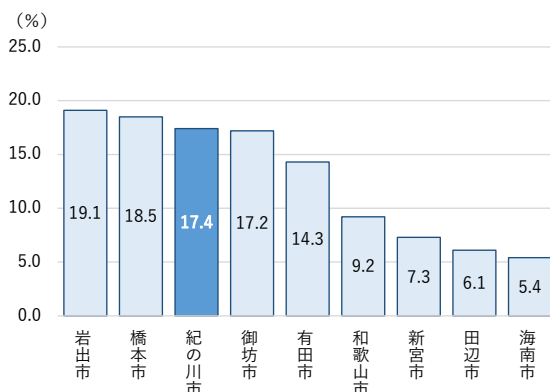
【審議会等における女性の割合】



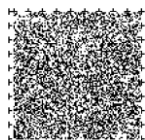
【行政委員会等における女性の割合】



【管理職(一般行政職の課長相当職以上)における女性の割合】



資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年)



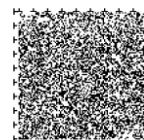
3. 中間評価

(1)数値目標に対する達成状況

第2次プランで定めた目標値に対する結果は下記のとおりです。

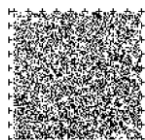
29 項目中 12 項目で達成となりましたが、未だ未達成の項目も多くあるため、引き続き男女共同参画の推進に向け、取組を進めて行く必要があります。

	策定時 (2017)	目標値 (2022)	現状値 (調査時点)	評価
基本目標1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり				
基本方針1 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進				
自治会長に占める女性の割合	1.5%	5.0%	2.0% (2022.4.1)	未達成
女性消防団員数	22 人	25 人	19 人 (2022.10.1)	未達成
まちづくりの方針で「男女共生・男女平等の推進」が重要だと思う人の割合	1.0%	5.0%	—	評価不可
基本方針2 政策・方針決定過程での男女共同参画				
市の審議会・委員会の女性の割合	26.8%	35.0%	21.4% (2022.4.1)	未達成
市役所職員の管理職(班長級以上)における女性の割合	24.4%	30.0%	29.4% (2022.4.1)	未達成
基本目標2 仕事も生活も大切にできる環境づくり				
基本方針1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援の充実				
ファミリーサポートセンター利用者数	494 人	600 人	627 人 (2022.4)	達成
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合	23.9%	12.0%	15.2% (2022.2)	未達成
基本方針2 農林業、自営業などでの男女共同参画の推進				
家族経営協定の締結数	157 件	160 件	157 件 (2022.4.1)	未達成
女性の農業者の農業者年金新規加入者数	2人	3人	4 人 (2022.3.31)	達成
女性の農業委員の人数	2人	5人	2 人 (2022.3.31)	未達成
女性の認定農業者数	19 人	20 人	15 人 (2022.4.1)	未達成
基本方針3 雇用の分野での男女平等の推進				
地域職業相談室(ワークサロン貴志川)の女性の年間雇用契約者数	221 人	256 人	193 人 (2022.4.1)	未達成
女性の創業支援資金給付者数	—	1人	5 人 (2022.4.1)	達成



	策定時 (2017)	目標値 (2022)	現状値 (調査時点)	評価
基本目標3 個人の尊厳が確立された社会づくり				
基本方針1 あらゆる男女間の暴力的行為の根絶				
身体的暴力(なぐる・ける)を受けたことがある人の割合	18.1%	策定値未満	13.0% (2022.2)	達成
精神的暴力(暴言・脅迫)を受けたことがある人の割合	20.1%	策定値未満	17.6% (2022.2)	達成
基本方針2 男女共同参画推進のための教育の充実				
教育委員会委員の女性割合	25.0%	25.0%	25.0% (2022.4.1)	達成
市立小・中学校の教頭以上の女性割合	20.9%	25.0%	27.9% (2022.4.1)	達成
基本方針3 多様な人々が安心して暮らせる社会環境の整備				
就労移行支援事業利用者数	23人	28人	16人 (2022.3.31)	未達成
認知症サポーター数	1,328人	2,330人	4,669人 (2022.3.31)	達成
紀の川歩(てくてく)体操の活動拠点数	40拠点	75拠点	93拠点 (2022.3.31)	達成
障害福祉サービス支給決定者数	506人	610人	565人 (2022.3.31)	未達成
基本目標4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり				
基本方針1 生涯を通じた男女の健康支援				
妊産婦の相談件数	407件	500件	1,568件 (2022.6)	達成
子育てに不安を感じている家庭の割合	13.8%	策定値未満	13.0% (2022.2)	達成
乳がん検診の受診率	21.7%	30.0%	17.0% (2022.3)	未達成
スポーツを週1回以上行っている女性の割合	30.0%	65.0%	22.1% (2022.2)	未達成
女性の健康寿命	83.28歳	策定値以上	84.32歳 (2022.7)	達成
基本方針2 男女共同参画の意識啓発の推進				
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	61.5%	85.0%	72.5% (2022.2)	未達成
「人権映画会・人権講演会」の参加者数	729人	800人	—※	評価不可
「市民の意見や要望が市政に反映されている」と思う女性の割合	20.6%	50.0%	22.4% (2022.2)	未達成

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により 2021年度の「人権映画会・人権講演会」は未実施



(2)中間見直しにあたっての課題のまとめ

第2次プランでは、「あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり」・「仕事も生活も大切にできる環境づくり」・「個人の尊厳が確立された社会づくり」・「男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり」の4つの基本目標を掲げ、数々の取組を進めています。

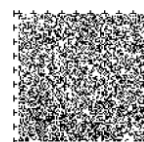
ここでは、中間見直しにあたり、社会情勢の変化や前述の目標値に対する結果を踏まえ、下記のとおり基本目標ごとに課題をまとめました。

基本目標1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

- 目標値については、評価不可である1項目を除き、全ての項目で未達成となっており、特に「女性消防団員数」・「市の審議会・委員会の女性の割合」では、策定時よりも数値が悪化していることから、女性登用の推進に向け、継続して働きかけを行うことが重要です。
- 本市においても少子高齢化が進行しており、地域活動における担い手不足の深刻化が予測されます。地域活動における女性参画を進めるために、あらゆる人が地域活動に参画するための啓発、支援等に努めていく必要があります。

基本目標2 仕事も生活も大切にできる環境づくり

- 目標値については、「ファミリーサポートセンター利用者数」・「女性の農業者の農業者年金新規加入者数」・「女性の創業支援資金給付者数」の3項目で達成したものの、その他5項目では未達成となっています。
- 特に「女性の認定農業者数」・「地域職業相談室(ワークサロン貴志川)の女性の年間雇用契約者数」については、策定時よりも悪化していることから、引き続き、農林業への女性参画に向けた啓発や、女性の就労支援を行うことが重要です。
- 2021(令和3)年6月には育児・介護休業法が改正され、育児休業を取得しやすい環境の整備や、個別の周知・意向確認措置が義務付けられるなど、育児休業取得促進に向けた仕組みが整備されてきています。ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、各種休業の取得や多様な働き方等についての情報提供、実現に向けた啓発に取り組むことが重要です。

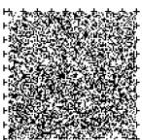


基本目標3 個人の尊厳が確立された社会づくり

- 目標値については、「身体的暴力を受けたことがある人の割合」・「精神的暴力を受けたことがある人の割合」・「市立小・中学校の教頭以上の女性割合」・「認知症サポーター数」・「紀の川歩(てくてく)体操の活動拠点数」の5項目で達成となりました。
- 他の項目も概ね策定時より改善傾向にあるものの、「就労移行支援事業利用者数」のみ策定時より悪化していることから、障害のある人をはじめ、多様な人が社会を支える一員として充実した生活を実現できるよう、引き続き支援サービスを充実させていく必要があります。
- 2022(令和4)年より成年年齢が18歳に引き下げられたことから、アダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等による若年層の性暴力被害増大が懸念されています。一方で、2022(令和4)年6月に「AV出演被害防止・救済法」が施行され、期間付きでの契約の無条件解除が定められる等、被害の防止・被害者の救済に向けた仕組みづくりも進んできています。若年層の性暴力等の被害を予防するため、同法をはじめとした各種法律や、相談窓口等について周知啓発に努めていく必要があります。

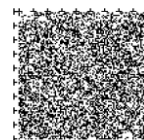
基本目標4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

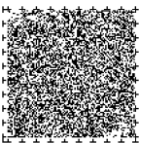
- 目標値については、「妊産婦の相談件数」・「子育てに不安を感じている家庭の割合」・「女性の健康寿命」の3項目で達成したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかった1項目を除き、その他の4項目については未達成となっています。
- 特に「乳がん検診の受診率」・「スポーツを週1回以上行っている女性の割合」については、策定時より悪化していることから、各種健診を受診しやすい環境づくりや健康維持・増進につながるスポーツ活動等の充実に努めていく必要があります。
- 指標項目である「妊産婦の相談件数」については、目標値 500 件に対して、2021(令和3)年の実績値が1,568 件と大幅に増加していることから、妊娠・出産・育児期の親に対し、継続してフォローを行っていくことが重要です。



第3章 計画の基本理念・ 目標と施策の方向性

1. 計画における基本理念
2. 計画の基本的視点
3. 計画の体系





1. 計画における基本理念

基本理念

ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち

あらゆる世代の男女が、性別に関わらず、社会の一員としてさまざまな分野で個性と能力を発揮し、私たち一人一人がお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、本計画の基本理念を「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち」とします。また、この理念は計画の連続性、整合性を図る観点から、第1次計画からの基本的な考えを継承するものです。

男女共同参画^{※1}社会の定義

「男女が、社会の対等な構成員として^{※2}、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画^{※3}する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき^{※4}社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

※1 「参画」

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。

※2 「社会の対等な構成員として」

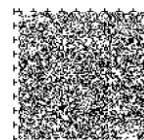
男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っているということを示しています。

※3 「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画」

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを示しています。また、参画する分野は、職域、学校、地域、家庭などのあらゆる分野のことを示しています。専業主婦を排除するものではありません。

※4 「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき」

男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受できるとともに、責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担うことを示しています。



2. 計画の基本的視点

国の第5次男女共同参画基本計画では「あらゆる分野における女性の参画拡大」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの視点を改めて強調し、男女共同参画社会のより一層の推進を図ることとしています。

これら国の視点と本計画で掲げる理念を踏まえ、本計画で定める施策を推進する上で、次の基本的視点を位置づけ、庁内関係部局や関係機関・団体などとの連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

1. あらゆる世代の男女が社会・地域に参画し、多様な意見が尊重されること

男女共同参画社会を目指す上で、市がやらなければならないこと(公助)、地域に住む人たちが助け合ってできること(共助)、市民が自らできること(自助)に目を向けて、多様な意見を取り入れ各種施策を展開することで、多様な立場から社会的視点や生活的視点、知恵や時間を活かせるように、政策・方針決定過程へ男女バランスがとれた参画を促進し、地域社会における男女共同参画推進を図ります。

2. 男女がともに職場・家庭での役割を担うこと

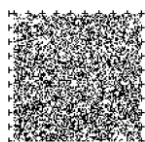
男性と女性が、職場でも家庭でも、互いに充実感を感じて生活していくために、働く男女が性別による不利益を受けることなく、ともに能力を発揮して、それぞれに仕事と生活のバランスのとれた生き方が実現できる社会の構築を推進します。

3. 男女が互いの個性や能力を尊重しあう対等な関係であること

個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる要因となっている固定的性別役割分担意識を解消するため、一人一人の意識の変革を推進します。また、暴力は身体的・精神的を問わず、人権を侵害するものであり、これらの背景には、固定的な役割分担や経済的格差など、男女の置かれている社会状況や差別意識による社会的・構造的な問題があると考えられています。性別に関わらず、一人一人が互いの人権や個性、能力を尊重し合う対等な関係を築き、生涯にわたり多様な選択が可能な社会の実現を推進します。

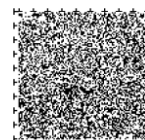
4. 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

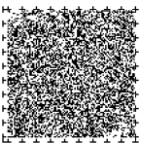
全ての市民がいいききと暮らしていくためには、男女の身体的特性を認め合う必要があります。また、生涯を通じて心身ともに健康であることは男女共同参画社会の形成において重要であるため、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女がともに自覚を持って取り組める社会を推進します。



3. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向
1 あらゆる分野において 男女がともに 活躍できる環境づくり	1 市民協働・ボランティア・ 地域活動への参画の推進	1. 男女がともに参画する地域活動の推進・支援 2. 男女共同参画のまちづくりを進める学習 機会の充実と人材育成 3. 地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策
	2 政策・方針決定過程での 男女共同参画	1. 審議会・委員会等への女性の参加促進 2. 市役所における男女共同参画の推進
2 仕事も生活も大切に できる環境づくり	1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)を 実現する支援の充実	1. 子育てや介護などの家事支援の充実 2. 仕事と家庭の両立のための環境の整備
	2 農林業、自営業などでの 男女共同参画の推進	1. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境 の整備 2. 農林業分野での女性の参画推進
	3 雇用の分野での 男女平等の推進	1. 雇用の場での男女の均等待遇の確保 2. 女性の就労支援
3 個人の尊厳が 確立された 社会づくり	1 あらゆる男女間の 暴力的行為の根絶	1. 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実 2. 暴力根絶のための体制の充実
	2 男女共同参画推進の ための教育の充実	1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育 の推進 2. 男女共同参画の観点からの教育現場の整備 3. 教育現場での啓発事業
	3 多様な人々が安心して 暮らせる社会環境の整備	1. ひとり親家庭への生活自立支援 2. 高齢者が安心して暮らせる条件整備 3. 障害者が安心して暮らせる条件整備
4 男女共同参画の 視点に立った 意識・健康づくり	1 生涯を通じた男女の 健康支援	1. 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の 発育支援 2. 性差に応じた医療の推進 3. ライフステージに応じた心と体の健康支援 4. 性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実
	2 男女共同参画の 意識啓発の推進	1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動・ 情報提供の充実 2. 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報 提供の充実 3. 男女共同参画に関する調査・ 研究や施策などへの取入れ





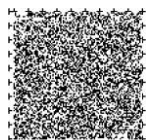
第4章 施策の展開

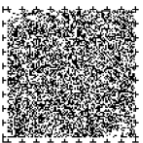
基本目標1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

基本目標2 仕事も生活も大切にできる環境づくり

基本目標3 個人の尊厳が確立された社会づくり

基本目標4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり





基本目標1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

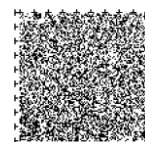
近年、女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性が増えています。しかし、政治や行政、企業などの政策や方針決定の場に参画する女性は依然として少ない現状です。急速な少子高齢化、価値観の多様化が進む中、女性をはじめとした様々な視点を確保することは、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会の構築に必要不可欠です。あらゆる世代の男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍することができるよう、行政や地域、企業などにおける女性の参画拡大に努め、社会のさまざまな分野において男女双方の視点や意見を積極的に反映することが大切です。

基本方針1. 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

今後多くの地域において人口減少の可能性がある中、活力ある地域社会の形成にはそれぞれの地域においてあらゆる人々の活躍が必要不可欠です。また、活力ある地域社会においては性別に関わらず、より多くの市民の参画のもと、身近な生活の中で男女共同参画の取組が実行され、着実に積み重ねられていくことが求められています。しかし、緑化活動や環境整備活動など、地域で行われるさまざまな活動は専業主婦をはじめとした女性が多く役割を担う一方で、自治会などにおける会長職の役割については、自営業や職を退いた男性が多くを占めているのが現状です。また、近年気象災害等が頻発していますが、過去の災害時において、避難所におけるプライバシーの確保や生理用品等の衛生用品の不足など、女性の視点に配慮した取組が不足しているという課題があげられています。

男女がともに地域社会の一員として地域の問題に取り組み、住みよい安全なまちづくりを進めていくためにも、地域における指導的役割を果たす女性の人材を育成し、女性のエンパワーメントの支援を行います。また、仕事を中心とした生活を送っている若い世代の男性の多くは地域活動などに参加する機会が少なく、地域との関わりが希薄になりがちであるため、若い世代も含め、あらゆる年代の男女がともに地域活動を担うことができるような環境づくりを推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
自治会長に占める女性の割合	2.0% (2022.4.1)	5.0%
女性消防団員数	19人 (2022.10.1)	25人

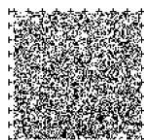


施策の方向1. 男女がともに参画する地域活動の推進・支援

事業の内容	担当課
市民協働・地域活動への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への支援(自治振興事業) ・市民活動団体の支援と協働の推進(市民活動支援事業) ・移住定住の情報提供の充実(移住定住推進事業) ・市民が自ら考え自ら行う参加型イベントの機会提供(まつり開催支援事業) ・男女共同参画に資するような活動団体への支援の推進(男女共同参画推進事業) 	総務課 地域創生課 地域創生課 観光振興課 人権施策推進課
市政への市民の参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民との対話交流事業(市政懇談会など)の推進 ・パブリックコメントの実施の推進 	総務課 企画経営課
誰もが学習や交流の場に参加できるようにするための環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の親のイベント・講座への参加促進(イベント時の託児委託など) ・高齢者のまちづくりへの参加促進のための学習機会の提供(高齢者生きがいづくり事業) ・子どもから高齢者までを対象に生涯学習の機会を提供(公民館活動推進事業) 	こども課・保育課 高齢介護課 生涯学習課

施策の方向2. 男女共同参画のまちづくりを進める
学習機会の充実と人材育成

事業の内容	担当課
男女共同参画を主体的に推進する学習機会の充実と人材の育成事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体や地域活動団体の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけの実施(男女共同参画推進事業) 	人権施策推進課
まちづくりを主体的に推進する学習機会の充実と人材の育成事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域への健康情報提供者として活躍する健康推進員を育成(健康づくり事業) ・生涯学習団体育成や地域づくりのための講座の開催(公民館活動推進事業) 	健康推進課 生涯学習課





事業の内容	担当課
地域ぐるみの子どもの健全育成、子育て支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て教室、赤ちゃん広場の開催(子育て支援事業) ・子育てサークルの育成・支援(子育て支援事業) ・市民との協働による子どもの体験学習の実施(共育コミュニティプラン推進事業) ・児童の放課後健全育成(学童保育)の推進(放課後児童健全育成事業) 	こども課 こども課 生涯学習課 保育課
登下校時や休日に、児童生徒を不審者から守る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による防犯パトロール、街頭補導、あいさつ運動の実施、「きしゅう君の家」の周知(共育コミュニティ推進事業、青少年センター運営事業、青少年健全育成事業) ・市内金融機関や社会福祉法人などと協定を締結し、見守り活動を実施(青少年健全育成事業) 	生涯学習課 生涯学習課
自主防災組織の設立促進 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の充実強化(地域防災力強化事業) ・消防防災リーダーの育成や自主防災組織の設立推進(地域防災力強化事業) ・婦人防火クラブへの支援(消防防火対策事業) ・災害時の要援護者への支援体制整備(災害時要援護者対策事業) ・女性視点に立った防災対策の推進(地域防災力強化事業) 	危機管理消防課 危機管理消防課 危機管理消防課 高齢介護課・障害福祉課 危機管理消防課

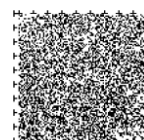
こんな取組をはじめませんか

個人では

○自らの能力向上のために、さまざまな学習の機会を積極的に活用し、性別にとらわれることなく、自らの個性や能力を十分に発揮しましょう。

地域では

- 誰もが地域活動に参画しやすい環境を整えましょう。
- 性別役割分担意識による慣習・慣行を見直しましょう。
- 性別に関わらず、適切な人材を活用し、地域活動をしましょう。



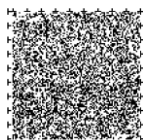
基本方針2. 政策・方針決定過程での男女共同参画

人口減少や価値観の多様化など、社会の激しい変化に対応していくためには、多様な視点や発想を取り入れられるよう、性別に関わらず、様々な人材が政策・方針決定過程に参画していくことが重要です。

しかし、依然として、政策・方針決定の場における女性の参画は少なく、男性主導により物事が進められている場合が多く見られます。また、本市における審議会等における女性の割合についても、20%台での推移が続いており、女性参画への継続した取組が必要です。

女性の参画が遅れている分野においては、将来的に指導的位置に成長していく女性の人材の確保・育成のため、継続就業やワーク・ライフ・バランスなどの環境の整備、企業への働きかけを行います。また、政治的な課題に女性ならではの視点を反映させるためにも、政策・方針決定の場における女性の参画をより拡大し、あらゆる分野での女性の参画を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
市の審議会・委員会の女性の割合	21.4% (2022.4.1)	35.0%
市役所職員の管理職における女性の割合	29.4% (2022.4.1)	30.0%

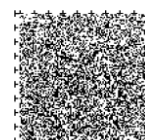


施策の方向1. 審議会・委員会等への女性の参加促進

事業の内容	担当課
審議会・委員会等への女性の参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会・委員会等への女性の参画の推進(男女共同参画推進事業) ・審議会・委員会等の女性委員数の状況調査を実施(年1回) (男女共同参画推進事業) 	人権施策推進課 人権施策推進課
市政への市民参加を促進する条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施の推進 ・審議会の公開と審議内容などの公表の推進 	企画経営課 企画経営課

施策の方向2. 市役所における男女共同参画の推進

事業の内容	担当課
男女共同参画に配慮した雇用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の職員人事管理の実施(職員人事管理事業) ・女性職員数の状況などの調査を実施(年1回) (職員人事管理事業) 	人材マネジメント課 人材マネジメント課
男女共同参画に関する意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者、監督者を対象にした性別による固定的な役割分担意識の解消を目的とした啓発の実施(人材育成研修事業) 	人材マネジメント課
管理的地位への女性参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・女性のキャリアアップ研修の実施(人材育成研修事業) ・女性の多様なポストへの積極的な配置 	人材マネジメント課 人材マネジメント課



基本目標2 仕事も生活も大切にできる環境づくり

近年、ライフスタイルの変化や就労意欲の高まりにより、働く女性が増加し、女性活躍推進法や育児・介護休業法をはじめとする関連法令の改正など、法制度の整備が進められてきました。法制度のもと、男女の賃金の差異の情報公表や男性の育児休業取得の意向確認措置等の取組が推進されていますが、依然として賃金や昇進、昇格等で男女格差が存在するなど、就労の場における男女平等は進んでいるとはいえません状況です。

複雑に変化する社会情勢の中、男女がともに経済的に自立し、家庭や仕事、その他の活動のバランスの取れたライフスタイルを確立できるよう、男女平等の労働環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組む必要があります。

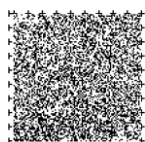
基本方針1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援の充実

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画社会にとって極めて重要な役割を担っています。

しかし現実には、女性においては結婚や妊娠・出産を機に離職する場合があります、一旦離職すると希望どおりに再就職することが難しいという課題や、「家事や育児、介護などは女性の役割」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っていること、男性においては仕事中心の働き方を変えることが難しいことなどの理由により、家庭での負担の多くが女性に偏っているのが現状です。一方で、2020(令和2)年より拡大した新型コロナウイルス感染症を契機に、仕事ではオンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっていくことが期待されています。また、テレワークや在宅勤務の普及は柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児等への参画を促す好機としても考えられます。

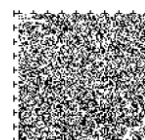
今後、男女が協力しながら仕事と生活の調和を保つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知、実現することで多様な働き方の実現に向けた取組を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
ファミリーサポートセンター利用者数	627人 (2022.4)	650人
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合(紀の川市市民意識調査より)	15.2% (2022.2)	12.0%



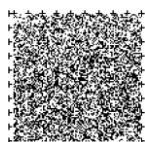


事業の内容	担当課
<p>支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所事業(一時保育、延長保育など)の充実 (教育・保育施設入所管理事業) ・子育て世代の経済的負担の軽減を図る(子ども医療費助成事業) ・介護支援サービスの充実(介護予防・高齢者自立支援事業) 	<p>保育課</p> <p>国保年金課 高齢介護課・地域 包括支援センター</p>
<p>情報提供、相談機会充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談体制の充実 (子育て世代包括支援センター運営事業) ・介護に関する相談機会の充実 (包括的支援事業【介護保険事業勘定特別会計】) 	<p>こども課</p> <p>高齢介護課・地域 包括支援センター</p>
<p>地域ぐるみの子どもの健全育成、子育て支援事業の推進(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て教室、赤ちゃん広場の開催(子育て支援事業) ・子育てサークルの育成・支援(子育て支援事業) ・市民との協働による子どもの体験学習の実施 (共育コミュニティ推進事業、青少年健全育成事業) ・児童の放課後健全育成(学童保育)の推進 (放課後児童健全育成事業) 	<p>こども課</p> <p>こども課 生涯学習課</p> <p>保育課</p>





事業の内容	担当課
<p>市職員における子育て・介護などとの両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業制度などの整備、休業代替職員の配置など（職員福利厚生事業） ・ワーク・ライフ・バランスの推進（職員人事管理事業） ・男性職員の育児休業及び介護休業の取得の促進 ・長時間労働の是正・有給休暇等の取得の促進 	<p>人材マネジメント課</p> <p>人材マネジメント課</p> <p>人材マネジメント課</p> <p>人材マネジメント課</p>
<p>男性の家事参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性料理教室の開催（公民館活動推進事業） ・男性の育児参加を促進する啓発活動の推進 ・男性の介護参加を促進する啓発活動の推進（任意事業【介護保険事業勘定特別会計】） 	<p>生涯学習課</p> <p>こども課</p> <p>高齢介護課</p>
<p>企業などへの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立に対する企業などへの啓発活動の推進（立地企業連携事業、商工振興事業） ・企業などへの育児・介護休業制度の周知・促進（立地企業連携事業、商工振興事業） 	<p>商工労働課</p> <p>商工労働課</p>
<p>家庭への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供（家庭教育推進事業） 	<p>生涯学習課</p>



基本方針2. 農林業、自営業などでの男女共同参画の推進

わが国の基幹的農業従事者の約4割は女性ですが、経営参画や地域農業の方針決定への参画に必要なスキルの向上、活動時間の確保等に対する周囲の理解が得られがたく、スキルアップや様々な地域の集まりの機会への参画がしがたいといった特有の課題があり、男性中心の経営が進められている傾向がみられます。しかし、農林地域や農業に人材を呼び込み、地域や農業を発展させていく上で、女性の農業経営への参画と地域農業に関する方針策定への参画の推進は非常に重要です。

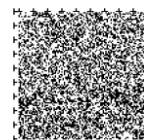
今後、農林業や自営業などの分野で活躍する女性が能力を発揮し、経営や組織・組合の役員などへの女性の参画が進むよう、農林業、自営業などでの女性の政策・方針決定過程への参画拡大を推進し、男性中心の経営の改善を目指します。また、役割と貢献に対して適正な評価がなされ、男女が対等なパートナー関係を築くことができるよう、家族経営協定の普及や活用を推進することで女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
家族経営協定の締結数	157件 (2022.4.1)	160件
女性の農業者の農業者年金新規加入者数	4人 (2022.3.31)	3人
女性の農業委員の人数	2人 (2022.3.31)	5人
女性の認定農業者数	15人 (2022.4.1)	20人

施策の方向1. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備



事 業 の 内 容	担 当 課
労働時間、報酬などの就業条件の整備 ・家族経営協定の締結促進(農業経営基盤強化促進事業) ・就業条件改善のための制度周知(商工振興事業)	農業振興課 商工労働課
女性農業者への農業者年金加入推進 ・農業者年金の加入推進(農業者年金事業)	農業委員会





事業の内容	担当課
農林業分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・女性の認定農業者拡大のための普及・啓発活動の推進 (農業経営基盤強化促進事業)	農業振興課
農林業分野における女性の能力向上 ・農業関連団体に所属する女性の活動支援・加入促進 (農業振興団体活動支援事業)	農業振興課

こんな取組をはじめてみませんか

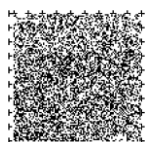
家庭では

- 家事と仕事の分担について、見直してみましょう。
- 大事な決定は家族でよく話し合い、お互いの意見を尊重しあいましょう。



職場では

- 就労環境の整備に努め、性別に関わりなく平等に成果や能力を評価しましょう。
- 会社の制度や慣行を男女共同参画の視点から見直し、男女に中立的に機能するよう努めましょう。



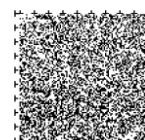
基本方針3. 雇用の分野での男女平等の推進

就業は人々の経済的自立を形成するものであり、働くことの使命感や、やり遂げたことで得る達成感や自己の実現につながるものです。また、少子高齢化の進行により労働力人口の減少が進む中、経済成長や社会の活性化のためには、性別に関わらず、誰もが能力を十分に発揮し、活躍できる社会づくりが必要不可欠です。

近年、女性活躍推進法や育児・介護休業法などが整備され、女性の就業者も増加しています。しかし、雇用・就労の現場においては採用や賃金、昇進など性別を理由とした格差が依然として存在しています。

今後、男女間格差の縮小や、女性の能力発揮を促進するため、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
雇用者数100名以下の事業所で一般事業主行動計画を策定している事業所	4社 (2022.4)	20社
女性の創業支援資金給付者数	5人 (2022.4.1)	6人





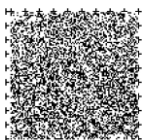
施策の方向1. 雇用の場での男女の均等待遇の確保

事業の内容	担当課
意識啓発・情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページなどを活用し、男女の均等な雇用機会の確保と推進のための啓発の推進(商工振興事業) ・企業などへの男女共同参画についての啓発活動の推進(立地企業連携事業、商工振興事業) ・非正規雇用者の就業環境の整備(雇用対策事業) ・ライフスタイルに応じた多様な働き方についての情報提供 	商工労働課 商工労働課 商工労働課 商工労働課
企業における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する、積極的改善措置促進の啓発(商工振興事業) 	商工労働課



施策の方向2. 女性の就労支援

事業の内容	担当課
再就職支援 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職支援に関する情報の提供やセミナー、講座の開催(雇用対策事業) 	商工労働課
女性の起業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・起業を目指す女性に対する相談や創業資金などの支援(創業支援事業) 	商工労働課



基本目標3 個人の尊厳が確立された社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。男女共同参画のまちづくりのためには、性別にかかわらず誰もが社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、自分らしくいきいきと安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。

一方で、2020(令和2)年に国が実施した調査によると、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者からの暴力被害にあっており、特に女性では約10人に1人が何度も被害を受けているという状況であり、暴力の防止・予防に関する啓発・教育、そして切れ目のない被害者支援の推進が非常に重要です。

その他に、ひとり親や高齢者、障害のある人、外国人などはさまざまな要因から複合的に困難な状況に置かれる場合があり、日々の生活に不安を抱えやすくなっていることから、状況に応じたきめ細やかな支援に取り組む必要があります。

地域で暮らす全ての人々が安心して暮らすことができるよう、市民の人権意識のより一層の形成を図るとともに、あらゆる暴力を許さない意識を形成し、個人の尊厳が確立された安心・安全な社会づくりに取り組みます。

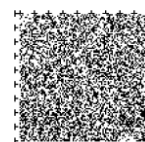
基本方針1. あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

あらゆる暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼす可能性のある重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、社会全体が、どのような理由があろうともその対象の性別や加害者、被害者の間柄に問わず、暴力は決して許されるものではない、という共通認識を持つことが大切です。

また、近年はソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力も一層多様化していることから、様々な形態の暴力に対して迅速に対応する必要があります。

加えて、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題、児童買春・児童ポルノ等、子どもや若者を取り巻く暴力も多様化しており、かつ、成年年齢が18歳に引き下げられたことによる性暴力被害の増大等も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力(ドメスティック・バイオレンスなど)の防止、根絶に向けて、理解を深めるとともに、広報・啓発・情報提供や体制を整備し、暴力の抑止・予防に努めます。また、被害者の支援に向け、関係機関との連携・協働による保護から自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。

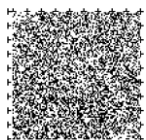


数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
身体的暴力(なぐる・ける)を受けたことのある人の割合	13.0% (2022.2)	現状値未滿
精神的暴力(暴言・脅迫)を受けたことのある人の割合	17.6% (2022.2)	現状値未滿



施策の方向1. 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実

事 業 の 内 容	担 当 課
意識啓発・情報提供の推進 ・広報紙・ホームページなどを活用し、ドメスティック・バイオレンスに関する知識の周知・啓発や暴力被害、性暴力被害に対する相談窓口の情報提供(DV対策事業)	社会福祉課
学習機会の提供 ・ドメスティック・バイオレンスに関する講演会などの周知(DV対策事業)	社会福祉課
子ども、若者への啓発の推進 ・デートDVに関する教育・啓発の推進 ・アダルトビデオ出演強要問題や JK ビジネス問題に関する周知	人権施策推進課 人権施策推進課





事業の内容	担当課
相談体制の充実 ・ドメスティック・バイオレンスなど人権侵害に関する相談体制の充実 (DV対策事業)	社会福祉課
ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為などの被害者保護 ・住民基本台帳におけるドメスティック・バイオレンスやストーカー行為などの被害者保護の支援措置の実施(住民基本台帳事業) ・庁内組織間の必要な情報共有・緊密な連携を実施し、関係機関や団体と連携するために、紀の川市DV対策庁内連絡会議を開催 (DV対策事業) ・ドメスティック・バイオレンス被害者への母子生活支援施設への入所支援(ひとり親家庭支援事業)	市民課 社会福祉課 こども課
防犯対策 ・防犯灯や防犯カメラの設置費補助事業の推進(地域防犯推進事業) ・警察と連携した生活安全推進事業を実施(地域防犯推進事業)	危機管理消防課 危機管理消防課
企業などへの取組 ・企業などへのセクシュアル・ハラスメントについての啓発活動の推進(立地企業連携事業、商工振興事業)	商工労働課

こんな取組をはじめませんか

個人では

- 男性も女性も、互いが対等なパートナーであることを認識し、尊重しあいましょう。
- 暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることに気づき、暴力を許さない環境をつくりましょう。
- 困ったときはひとりで抱え込まず、相談しましょう。

地域では

- 男女雇用機会均等法を順守し、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を積極的に行いましょう。
- セクシュアル・ハラスメントが生じた場合は適切に対応しましょう。
- 男女間のあらゆる暴力を許さない社会風土を形成し、暴力被害について思い当たることがあれば、専門機関へ通報、相談しましょう。



基本方針2. 男女共同参画推進のための教育の充実

性別による固定的役割分担意識にとらわれず、一人一人が主体的に多様な生き方を選択できるようになるためには、次代を担う子どもが、子どもの頃から男女共同参画社会への理解を深めるとともに、それぞれの個性を尊重され、主体的に将来を選択できるよう成長していくことが重要です。これらの意識を育むために、家庭教育と学校などにおける男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。

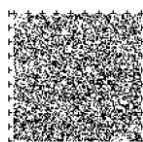
子どもの育成にあたっては、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解していることが必要となるため、教職員や指導者に対する意識啓発を行います。また、これから社会を担う子どもたちが性別によって人生の選択肢を狭めることなく、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女共同参画の意識を持てるよう、学校などにおける男女平等教育を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
教育委員会委員の女性割合	25.0% (2022.4.1)	25.0%
市立小・中学校の教頭以上の女性割合	27.9% (2022.4.1)	25.0%

施策の方向1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進



事 業 の 内 容	担 当 課
男女共同参画に関する教育の推進	
・児童・生徒に対し、授業や学校活動などの中で男女共同参画や人権に関する教育の推進(学校教育推進事業)	教育総務課
・小・中学校において、性教育・道徳教育を中心に「命」の学習事業を推進(学校教育推進事業)	教育総務課
・児童・生徒に対し、子育てなどを体験・学習する機会の検討・実施	こども課
・将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するための力を養い、多様な選択を可能にするため中学生を対象に職場体験学習を実施(中学校教育活動事業)	教育総務課

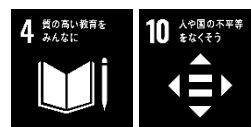


施策の方向2. 男女共同参画の観点からの教育現場の整備

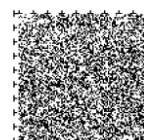


事業の内容	担当課
教育現場の整備 ・小・中学校における男女混合名簿導入事業の推進(学校教育推進事業) ・性別にとらわれず、個々の適性に応じた進路指導を推進(学校教育推進事業)	教育総務課 教育総務課
教職員、指導者などに対する研修などの充実 ・教職員や指導者に対し、男女共同参画や人権に関する研修を実施(学校教育推進事業) ・スポーツ推進委員に対し、男女共同参画社会に関する啓発を実施(スポーツ推進委員協議会運営事業)	教育総務課 生涯スポーツ課

施策の方向3. 教育現場での啓発事業



事業の内容	担当課
学習機会の提供 ・保護者を対象とした人権研修、講演会などの学習機会の提供(人権教育推進事業)	生涯学習課
意識啓発の推進 ・市内小・中学校から人権啓発ポスターや差別をなくす標語を募り、作品を載せた冊子を作成・配布(人権教育推進事業)	生涯学習課



基本方針3. 多様な人々が安心して暮らせる社会環境の整備

わが国においては、諸外国と比較して高齢化が急速に進行しています。特に女性は男性よりも平均的に長寿であり、貧困問題や介護問題など、高齢期の問題は女性の方が影響を受けやすい状況にあります。また、障害のある人は、その人らしく自立し、ともに社会を支える一員として働き、暮らし、地域社会に貢献するなど、充実した生活を実現できる仕組みづくりがより一層重要になります。ひとり親家庭への支援については、一般的に父子家庭の場合は生活面で、母子家庭の場合は経済面での困難を抱えることが多いとされることから、ひとり親家庭における育児と就労の両立の支援が重要な課題となっています。さらに、性自認や性的指向を理由として困難な状況に置かれている性的少数者や、日本で生活する外国人など、性別によって教育や就労などの面で複合的に困難な状況に置かれている人々がいます。

このような複合的に困難な状況に置かれている人々を支援するためにも、個々の状態に応じたきめ細かな支援とともに、様々な属性の人々への正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。また、市職員など相談業務に携わる者に対して、男女共同参画の視点に立った研修を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

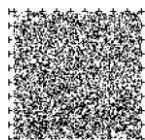
数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
就労移行支援事業利用者数	16人 (2022.3.31)	28人
認知症サポーター数	4,669人 (2022.3.31)	7,200人
紀の川歩(てくてく)体操※の活動拠点数	93拠点 (2022.3.31)	169拠点
障害福祉サービス支給決定者数	565人 (2022.3.31)	610人

※「紀の川歩(てくてく)体操」とは…

「紀の川歩(てくてく)体操」は、地域での自主的な運動への取組と、地域内のつながりの強化を目的として、紀の川市の理学療法士・作業療法士が考案したご当地体操です。

「膝痛・腰痛・転倒」を予防するため、地域のみなさんが集会所などへ自主的に集い、この健康体操を実践しています。

今後も啓発などを通じてさらに活動拠点を増やし、地域での継続的な健康づくりを促していきます。





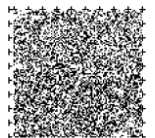
施策の方向1. ひとり親家庭への生活自立支援

事業の内容	担当課
生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・父または母と生計を同じくしていない児童に手当を支給(児童扶養手当) ・一定の所得以下のひとり親家庭などに対し、医療費の保険適用自己負担分を助成(ひとり親家庭医療費助成事業) ・母子生活支援施設において保護者・児童を保護し、自立促進の生活支援事業を推進(ひとり親家庭支援事業) 	<p>こども課</p> <p>国保年金課</p> <p>こども課</p>
就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講する場合や、就業のための資格取得養成機関で修行する場合に、給付金を支給(ひとり親家庭支援事業) 	<p>こども課</p>



施策の方向2. 高齢者が安心して暮らせる条件整備

事業の内容	担当課
支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援サービスの充実(介護予防・高齢者自立支援事業) ・高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることを目的とした地域ネットワークの構築(包括的支援事業【介護保険事業勘定特別会計】) 	<p>高齢介護課</p> <p>高齢介護課・地域包括支援センター</p>
相談事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談に対し、適切な機関やサービスにつなげるための相談支援事業の推進(包括的支援事業【介護保険事業勘定特別会計】) 	<p>高齢介護課・地域包括支援センター</p>
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の実施(介護予防・日常生活支援総合事業【介護保険事業勘定特別会計】) ・高齢者自身がやりがいや生きがいを見つけ、地域社会に参加できる環境づくりを提供(高齢者生きがいづくり事業) 	<p>高齢介護課</p> <p>高齢介護課</p>



施策の方向3. 障害者が安心して暮らせる条件整備

事業の内容	担当課
支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある方に対し、医療費の保険適用自己負担分を助成(心身障害児(者)医療費助成事業) ・心身に障害のある方に対し、医療費の一部を助成(障害者自立支援医療費等給付事業) ・障害福祉サービスの充実(障害福祉サービス等給付事業) ・地域生活支援事業の充実(障害者地域生活支援事業) ・身体・知的・精神・難病などで障害のある方や児童やその家族に対して、手当を支給(障害児者手当等給付事業) 	国保年金課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課
情報提供、相談事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者からの相談に応じ必要な情報の提供を行う 障害者相談支援事業の推進(障害者地域生活支援事業) 	障害福祉課
社会参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流促進などの社会参加の推進(障害者地域生活支援事業) 	障害福祉課

こんな取組をはじめてみませんか

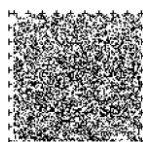
個人では

- 困ったときは関係機関などに積極的に相談しましょう。
- 仕事や家庭以外にも、地域活動やその他の活動に参加していきましょう。



地域では

- 普段から隣近所の付き合いを持ち、困ったときはお互いに支え合える関係を築きましょう。
- 地域の人が気軽に集える環境を整えましょう。
- 支援を必要とする人を地域全体で支えていきましょう。
- 地域に住む全ての人が、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを進めましょう。



基本目標4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

全ての市民が人権を尊重され、いきいきと暮らしていけるよう、市民の人権意識の形成を推進し、男女が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組む必要があります。

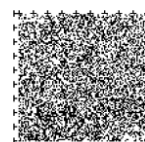
また、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女がともに自覚を持って取り組める社会を推進します。

基本方針1. 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通して心身ともに健やかに過ごすことはあらゆる人の大切な権利であり、男女共同参画の前提となるものです。また、女性と男性が互いの身体的性差について十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての礎になるといえます。特に女性は妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があり、ライフステージを通じて男性とは異なる身体上の特性があることから、長期的かつ継続的に健康の増進を支援する必要があります。さらに、子どもをいつ、何人産むか、産まないかといった妊娠や出産の調整方法などを自己決定する「性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について男女問わず認識し、広く認められることが大切です。

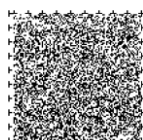
これらの観点から、男女がともに性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じた心身両面からの健康づくりの支援や相談体制の充実を図ります。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
妊産婦の相談件数	1,568 件 (2022.6)	500 件
子育て環境・体制の整備、支援についての満足感	38.2% (2022.2)	40.0%
乳がん検診の受診率	17.0% (2022.3)	30.0%
スポーツを週1日以上行っている女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	22.1% (2022.2)	65.0%
女性の健康寿命	84.32 歳 (2022.7)	現状値以上





事業の内容	担当課
<p>健診・医療環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦、乳児に対する健診などの充実(母子健康管理事業) ・小児救急医療支援事業の充実(医療体制整備構築事業) ・安心して出産できる医療環境の整備(医療体制整備構築事業) ・不妊治療に関する支援(不妊治療助成事業) 	<p>こども課 健康推進課 健康推進課 こども課</p>
<p>学習・交流機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て教室、赤ちゃん広場の開催(子育て支援事業) ・子育てサークルの育成・支援(子育て支援事業) ・育児に関する交流の機会の充実(母子健全育成事業) ・男女の育児学習の推進(子育て支援事業) ・妊娠中からの子育て支援教室の充実(母子健康管理事業) 	<p>こども課 こども課 こども課 こども課 こども課</p>
<p>情報提供、相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳児の健康や育児に関する相談機会の充実(母子健康管理事業) ・広報紙・ホームページなどを活用し、子育て支援に関する情報提供の推進(子育て支援事業) ・男性の育児参加を促進する啓発活動の推進 	<p>こども課 こども課 こども課</p>
<p>各種支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査費助成事業の実施(母子健康管理事業) ・児童手当支給事業の実施(児童手当給付事業) ・子育ての不安解消や虐待の予防などを目的とした妊産婦・乳児訪問事業の推進(母子健康管理事業) 	<p>こども課 こども課 こども課</p>



施策の方向2. 性差に応じた医療の推進

事業の内容	担当課
健診・医療環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査の充実(成人保健事業、がん対策事業) ・ピンクリボンキャンペーン(乳がん個別マンモグラフィー検診)など、性差に応じた的確な医療の推進(がん対策事業) ・女性外来や男性外来のニーズへの対応(成人保健事業、がん対策事業) ・健康診査の受診促進のため健診の情報を広報紙へ掲載(成人保健事業) 	健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課
学習機会、相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育・健康相談事業の充実(成人保健事業、健康づくり事業) 	健康推進課

「ピンクリボン」とは…

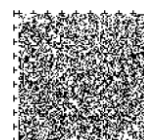
「ピンクリボン」は乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるシンボルマークです。

紀の川市では、「医聖」華岡青洲の志を継ぎ、乳がん検診を受ける人を増やすため、青洲にちなんだ独自のピンクリボンバッジを作成し、募金活動や啓発活動などのピンクリボンキャンペーンを進めています。



施策の方向3. ライフステージに応じた心と体の健康支援

事業の内容	担当課
学習機会、相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する意識啓発、情報提供のための講習会などを開催(健康づくり事業) ・こころの健康相談の充実(健康づくり事業) ・健康教育・健康相談事業の充実(成人保健事業、健康づくり事業) ・ライフステージに応じた食育の推進(地産地消・食育推進事業) 	健康推進課 健康推進課 健康推進課 農業振興課
健康支援対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康維持・増進につながるスポーツ活動などの充実(スポーツイベント開催事業) ・生活習慣病予防対策の推進(特定健診等実施事業) ・喫煙・飲酒対策の推進(健康づくり事業) 	生涯スポーツ課 国保年金課 健康推進課



施策の方向4. 性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実

事業の内容	担当課
意識啓発、学習機会の提供 ・「性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の啓発・学習機会の提供 ・エイズや性感染症に関する知識の普及や相談機関の紹介(国民健康保険事業)	人権施策推進課 国保年金課
学校などにおける教育の整備 ・小・中学校において、性教育・道徳教育を中心に「命」の学習事業を推進(学校教育推進事業)	教育総務課

こんな取組をはじめませんか

個人では

- 子育てで困ったときは、各種行政相談窓口や家族、友人に相談しましょう。
- 疾病に関する正しい知識を持って、健康状態に応じた自己管理を行い、疾病予防と健康保持に努めましょう。
- 男女問わず、子育て教室や介護教室などに参加しましょう。

家庭では

- 家族全員が、妊娠・出産について理解を深めましょう。
- 保護者と子どもが性感染症や早すぎる性交の危険性について学習し、家庭内で性に関する事項を話し合しましょう。



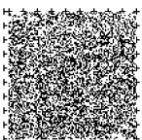
学校では

- 生命尊重や正しい性の理解を深める教育を進めましょう。
- 児童・生徒が望ましい生活習慣を身に付けることができるよう指導しましょう。



地域では

- 次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていきましょう。



基本方針2. 男女共同参画の意識啓発の推進

全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮して生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって重要なことです。

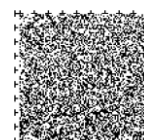
しかしながら、人々の意識の中に形成された性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見はなかなか解消されていません。このような社会的・文化的につくられたジェンダーの意識や、性別による固定的な考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、家庭や職場、地域などに根強く残っており、個性や能力の発揮が妨げられるなど、男女共同参画の形成を阻害する要因の一つとなっています。

また、LGBTQをはじめとした性的少数者の方々は、周囲の理解不足や偏見等により、社会の中で様々な困難に直面することが多い状況です。多様な性自認・性的指向について、より理解が進むよう幅広い取組が求められます。

人権尊重や男女共同参画に対する理解を浸透させるため、あらゆる分野において広報・啓発活動の充実を図ります。また、男女がともにその個性や能力を発揮し、自らの意思で参画していくことのできる社会を築くことができるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を目的とした意識改革を図る広報・啓発活動を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (調査時期)	目 標 値 (2027年度)
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合 (紀の川市市民意識調査より)	72.5% (2022.2)	85.0%
「人権映画会・人権講演会」の参加者数※	—	800人
「市民の意見や要望が市政に反映されている」と思う 女性の割合(紀の川市市民意識調査より)	22.4% (2022.2)	50.0%

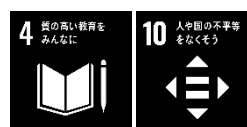
※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により2021年度の「人権映画会・人権講演会」は未実施





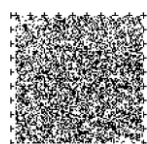
施策の方向1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

事業の内容	担当課
意識啓発・情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報提供・啓発活動の推進(男女共同参画推進事業) ・「男女共同参画週間」に街頭啓発を実施(男女共同参画推進事業) ・広報紙等における固定的な性別役割分担意識の解消 	人権施策推進課 人権施策推進課 人権施策推進課
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、男女共同参画についての研修会・講座などを開催(男女共同参画推進事業) 	人権施策推進課
図書館における男女共同参画に関する図書などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進に関する図書の収集や展示、貸し出しを実施(図書館運営事業) 	生涯学習課



施策の方向2. 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

事業の内容	担当課
意識啓発・情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページなどを活用し、人権の尊重に関する情報提供・啓発活動の推進(人権推進事業) ・「同和運動推進月間」、「人権を考える強調月間」に街頭啓発を実施(人権啓発活動事業) ・人権啓発パンフレット、人権施策基本方針を活用した研修・啓発活動の推進(人権啓発活動事業) 	人権施策推進課 人権施策推進課 人権施策推進課
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、人権の尊重に関するイベント・講座などを開催(人権啓発活動事業、人権教育推進事業) 	人権施策推進課 生涯学習課
図書館における人権尊重に関する図書などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重に関する図書の収集や展示、貸し出しを実施(図書館運営事業) 	生涯学習課



施策の方向3. 男女共同参画に関する調査・研究や施策などへの取入れ

事業の内容	担当課
女性の政策・方針決定過程への参画推進 ・男女共同参画推進プランの見直し、改訂事業の実施 (男女共同参画推進事業) ・紀の川市人権委員会活動の推進(人権推進事業) ・審議会や各種団体などへの女性参画推進(男女共同参画事業)	人権施策推進課 人権施策推進課 人権施策推進課
女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施 ・審議会・委員会等の女性委員数の状況調査を実施(年1回) (男女共同参画推進事業) ・女性職員数の状況などの調査を実施(年1回)(職員人事管理事業) ・市民意識調査の実施結果・男女共同参画推進プランを策定し、市民に 公表(男女共同参画推進事業) ・男女共同参画推進プランの個別事業の実施、進捗状況の把握 (男女共同参画推進事業)	人権施策推進課 人材マネジメント課 人権施策推進課 人権施策推進課

こんな取組をはじめませんか

個人では

○自らの能力向上のために、さまざまな学習の機会を積極的に活用し、
性別にとらわれることなく、自らの個性や能力を十分に発揮しましょう。



家庭では

○夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶ表現は男性を主、女性を従にとらえており、女性は家の中にいるような印象を受けることがあります。お互いをパートナーと呼びあうことも増えています。

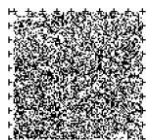
職場では

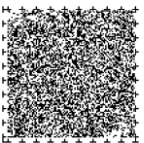
○女性の意識改革や、能力向上に努め、女性の積極的な参画を応援しましょう。
○男女共同参画に関する講習会や研修などに積極的に参加し、
男女共同参画の職場づくりを進めましょう。



地域では

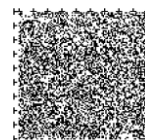
○性別役割分担意識による慣習・慣行を見直しましょう。
○男女共同参画に関する学習やイベントなどを積極的に開催し、
活力のあるまちづくりを進めましょう。





参考資料

1. 紀の川市附属機関の設置等に関する条例等
2. 紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会委員名簿
3. 計画見直しの過程
4. 関係法令
5. 男女共同参画に関する年表
6. SDGsの17の目標
7. 用語集



1. 紀の川市附属機関の設置等に関する条例等

(1) 紀の川市附属機関の設置等に関する条例(抜粋)

平成31年3月26日

条例第2号

改正 令和元年12月20日条例第20号

令和2年3月27日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(附属機関の設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

(執行機関への委任)

第3条 別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(紀の川市長期総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 紀の川市長期総合計画審議会条例(平成17年紀の川市条例第28号)

(2) 紀の川市特別職報酬等審議会条例(平成17年紀の川市条例第45号)

(3) 紀の川市消防委員会条例(平成17年紀の川市条例第200号)

(4) 紀の川市公共下水道事業運営審議会条例(平成19年紀の川市条例第10号)

(5) 紀の川市水道事業運営審議会条例(平成28年紀の川市条例第5号)

(紀の川市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 紀の川市交通安全対策会議条例(平成17年紀の川市条例第20号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

(紀の川市学校給食センター条例の一部改正)

4 紀の川市学校給食センター条例(平成17年紀の川市条例第95号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

(紀の川市文化財保護条例の一部改正)

5 紀の川市文化財保護条例(平成17年紀の川市条例第107号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

(紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

- 6 紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成17年紀の川市条例第202号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

附 則(令和元年12月20日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

附 則(令和2年3月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市男女共同参画推進 プラン策定懇話会	男女共同参画の推進のための計画についての調査及び審 議に関する事務

(2) 附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則(抜粋)

平成31年3月26日

規則第25号

改正 令和元年12月20日規則第18号

令和3年8月26日規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例(平成31年紀の川市条例第2号)及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置く。

2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。

3 会長等は、会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 紀の川市介護保険運営委員会規則(平成17年紀の川市規則第84号)

(2) 紀の川市環境保全対策審議会規則(平成17年紀の川市規則第91号)

(3) 紀の川市人権施策推進懇話会設置規則(平成19年紀の川市規則第4号)

(4) 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館運営審議会規則(平成21年紀の川市規則第16号)

(委員の任期の経過措置)

3 この規則の施行の際、現に附属機関の委員となっている者の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該委員の任期中は在任するものとする。

(紀の川市老人福祉法施行細則の一部改正)

4 紀の川市老人福祉法施行細則(平成23年紀の川市規則第8号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

附 則(令和元年12月20日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年8月26日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第8条関係)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会	15人 以内	(1)学識経験者 (2)各種団体を代表する者 (3)関係機関を代表する者 (4)市長が必要と認める者	1年	

2. 紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会委員名簿

	氏名	所属	職名
1	井沼 和代	公募委員	
2	河邊 和敬	公募委員	
3	菅谷 孝史	公募委員	
4	磯部 満里	公募委員	
5	◎金川 めぐみ	和歌山大学経済学部	教授
6	阪上 日吉	紀の川市人権委員会	会長
7	國部 敏子	紀の川市民生委員・児童委員連絡協議会	会長
8	○土橋 由美	紀の川市女性会議	会長
9	仲谷 妙子	紀の川市商工会 女性部	部長
10	半田 雅巳	紀の川市自治連絡協議会	会長
11	野村 壮吾	紀の川市立地企業連絡協議会	会長
12	高井 直美	紀の川市消防団 本部 女性分団	班長
13	川嶋 至	紀の川市身体障害者連盟	会長

※順不同・敬称略 ◎会長、○副会長

3. 計画見直しの過程

時期		実施	概要
2022 年	9月	第1回紀の川市男女共同参画推進本部会	第2次男女共同参画推進プラン中間見直しに向けて
	11月	市長から諮問	
		第1回紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会	計画の概要説明
	12月	第2回紀の川市男女共同参画推進本部会	計画素案の検討
		第2回紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会	計画素案の検討
2023 年	1月	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン中間見直し(素案)に対するパブリックコメント	
	2月	第3回紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会(書面開催)	パブリックコメント結果報告 計画答申の検討
		市長へ答申	
	3月	庁議	協議・決定

4. 関係法令

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)
男女共同参画会議令(条文)
男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
平成十一年 七月 十六日法律第 百二号改正
同 十一年十二月二十二日同第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正: 令和四年法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以

後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限る、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年法律第五十二号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年法律第六十八号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
最終改正:令和四年六月十七日第六十八号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働

- 者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
 - 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 計画期間
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推

- 進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
 - 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
 - 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

5. 男女共同参画に関する年表

年号	世界の動き	国の動き	県の動き
1945年 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)	
1946年 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布	
1947年 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)	
1948年 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択		
1956年 (昭和31年)		・売春防止法制定	
1967年 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」 採択		
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 ・総理府婦人問題担当室業務開始	
1976年 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室設置	・民法改正 (離婚後の氏の選択自由)	
1977年 (昭和52年)		・【国内行動計画】策定	・青少年局育成課に婦人主幹配置 ・婦人問題連絡会議設置(庁内関係課室)
1978年 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」開催
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人政策決定参加状況調査
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コパンハーゲン)開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名民法改正(配偶者の相続1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつどい」開催

年号	世界の動き	国の動き	県の動き
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点目標】策定	・「婦人文化展」開催
1982年 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】策定(5月) ・婦人問題シンポジウム開催
1984年 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正 (父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 ・婦人の生活と意識調査(第2回) ・婦人問題懇話会設置
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准国民年金法改正 (女性の年金権確立) ・男女雇用機会均等法公布生活保護基準額改正 (男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に)	・県婦人議会開催 ・「婦人のつどい」開催
1987年 (昭和62年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画】策定	・「紀州の女のまつり」開催
1988年 (昭和63年)			・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定(3月)
1989年 (平成元年)			・女性の生活と意識調査(第3回) ・「ナウナウわかやま」開催
1990年 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「かがや紀のおんな」開催
1991年 (平成3年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)】策定 ・中学校家庭科男女必修開始 ・育児休業法公布	・北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催(総理府共催) ・「女性問題を考えるフォーラム」開催
1992年 (平成4年)			・「和歌山女性フェスティバル」開催
1993年 (平成5年)		・パートタイム労働法公布	・青少年女性課に名称変更 ・「トークイン和歌山」開催

年号	世界の動き	国の動き	県の動き
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性に関する第2回アジア太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の家庭科男女必修開始 ・総理府に男女共同参画室 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の生活と意識調査(第4回) ・平成女性和歌集編集 ・審議会等委員への女性登用推進要綱制定(3月)
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京)開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・【わかやま女性プラン】改定(3月) ・「女性のつばさ」海外派遣開始
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・【男女共同参画 2000年プラン】策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活文化部に女性政策課設置 ・わかやま女性 100人委員会設置
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正 ・労働基準法改正(女子保護規定撤廃) ・介護保険法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性参政権行使 50周年記念イベント」開催 ・男女共生社会づくり協議会設置
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共生社会づくりに関する県民意識調査 ・県女性センター開設(12月)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・【男女共同参画基本計画】策定 ・児童虐待防止法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定(3月)
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 ・第1回「男女共同参画週間」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 ・男女共生社会推進センター ・男女共生社会推進本部設置 ・審議会等への女性の参画促進要綱制定(10月)

年号	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進条例公布(3月) ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施 	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議決定 ・「女性のチャレンジ支援策の推進」 ・次世代育成支援対策推進法公布 ・少子化社会対策基本法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定(3月) 	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(6月公布、12月施行)及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催(高野山) ・男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定(8月) 	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京十10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議答申 ・「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」 ・男女共同参画基本計画(第2次)策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・旧那賀郡の5町(打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町)の合併により紀の川市となる(11月)
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第50回国連婦人の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言(1月) ・男女共同参画に関する県民意識調査実施 	

年号	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定(3月)	・男女共同参画社会に関する職員意識調査実施 ・政策調整課「男女共同参画推進係」設置 男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2008年 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正	・機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課(青少年課と男女共生社会推進課を統合)	・男女共同参画計画策定懇話会設置 ・男女共同参画計画策定のための市民ワークショップ開催
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正		・【紀の川市男女共同参画推進プラン】策定(3月)
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク))	・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(7月) ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」(12月) ・第3次男女共同参画基本計画策定(12月)	・機構改革による名称変更 男女共同参画センター ・男女共同参画に関する県民意識調査実施	
2012年 (平成24年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次(3月)	

年号	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2014年 (平成26年)				・【紀の川市男女共同参画推進プラン】改定 (3月)
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人地位委員会(北京+20)の開催	・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」閣議決定	・性暴力救援センター和歌山の所管変更(環境生活部→福祉保健部) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
2016年 (平成28年)	・国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が日本政府に再勧告	・第4次男女共同参画基本計画策定		
2017年 (平成29年)		・「働き方改革実行計画」策定	・「和歌山県男女共同参画基本計画【第4次】」策定(3月)	・男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・第2次紀の川市男女共同参画計画ワークショップ開催 ・男女共同参画計画策定懇話会設置
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」制定		・【第2次紀の川市男女共同参画推進プラン】策定(3月)

年号	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ・W20 日本開催 ・「G20 大阪首脳宣言」(女性のエンパワメント等)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 		
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第64回国連婦人の地位委員会(北京+25)」開催 ・パリの OECD 本部において「女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合」開催 ・国連「第4回世界女性会議 25周年記念ハイレベル会合」開催 ・W20 サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談+(プラス)開催 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 	
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20「女性活躍担当大臣会合」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正 		
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「AV出演被害防止・救済法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共同参画基本計画【第5次】」策定(3月) 	
2023年 (令和5年)				<ul style="list-style-type: none"> ・【第2次紀の川市男女共同参画推進プランー中間見直しー】策定(3月)

6. SDGsの17の目標

目標 1	貧困		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2	飢餓		飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3	保健		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4	教育		すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5	ジェンダー		ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワメントを行う。
目標 6	水・衛生		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7	エネルギー		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8	経済成長と雇用		包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9	インフラ、産業化、イノベーション		レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10	不平等		各国内および各国間の不平等を是正する。

目標 11	持続可能な都市		包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12	持続可能な生産と消費		持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13	気候変動		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14	海洋資源		持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15	陸上資源		陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16	平和		持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17	実施手段		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

7. 用語集

あ行

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児や家族の介護を行う労働者などに対する支援措置を講ずることにより、労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児または家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図る。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の2030年までの17の目標。

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。

エンパワーメント

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

か行

家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的な役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといえる。

さ行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良し悪しの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

JKビジネス
女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業のこと。健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在している。
就労移行支援事業
一般企業などへの就労を希望する障害を持つ人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練や職場実習などを行う事業。
女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)
女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的や公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性外来・男性外来
「性差に基づく医療(Gender-Specific Medicine)」という考え方のもと、女性・男性特有の心や体の不調を総合的に診る外来のこと。
性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)
身体の性別に違和感がなく、異性愛者が多数者であることに対し、多様な性を生きる人のこと。 *LGBTQ:レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)、クィア(規範的な性のあり方以外を包括的に表す言葉)／クエスチョニング(特定の枠に属さない人、わからない人)の英語の頭文字をとった言葉で、性的少数者に含まれる。
創業支援資金
市内の商工業の進行と地域経済の活性化を図ることを目的に、創業後、一定期間事業継続する事業者に対し、事業店舗・事務所開設に必要な経費への支援を行うもの。紀の川市では2018(平成30)年度から開始している。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)
友人・知人などの社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

た行
ダイバーシティ
「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画社会基本法
1999(平成11)年6月に公布・施行され、男性も女性も互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく社会参画することを基本理念とする法律。国、地方公共団体や国民の責務が明らかにされ、市町村は国や都道府県の基本計画を勘案して、基本理念に基づいて計画を定めるよう努力することとなっている。

男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

1986(昭和 61)年に施行され、1997(平成9)年6月に、女性に対する募集・採用・配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。2006(平成 18)年6月には、体力や勤務条件などにより実質的に女子を差別する「間接差別」の禁止などを盛り込む改正が行われ、2007(平成 19)年4月から施行されている。

デートDV

婚姻関係にない恋人同士の間で起こる DV のこと。メールのチェックや束縛といったものや、借金をさせる、暴力を振るう、合意のない性行為を強要するなど。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人、親子などの親密な関係の人から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限など)も含まれる。

な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が基本構想で定めた農業経営の目標に向けて、農業経営の改善を進めようとする計画(農業経営改善計画)が市町村に認定された農業者のこと。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

2001(平成 13)年、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を目的に施行された法律は、2004(平成 16)年に改正され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大により、身体的暴力の他、言葉や精神的暴力、性的暴力などもこれに順ずる暴力として定義された。

パートタイム労働法

正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。短時間労働者の労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実などの雇用管理の改善を図る法律のこと。

ハラスメント
嫌がらせやいじめのこと。下記以外にも多数種類があり、問題となっている。 *セクシュアル・ハラスメント:性的な嫌がらせ。特に職場や学校などで行われる性的で差別的な言動を指す。 マタニティ・ハラスメント:妊娠・出産した女性に対する精神的、肉体的な嫌がらせ。 パタニティ・ハラスメント:育児休業などを取得しようとする男性に対してのいやがらせ。 パワー・ハラスメント:同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
ファミリーサポートセンター
仕事・家庭・育児の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と子育ての支援を行いたい人を会員として登録し、有償ボランティアにて相互援助する活動のこと。市町村などが設立運営している。
フレックスタイム制
1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業や終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
包摂的
包摂とは一定の範囲の中に包み込むこと。SDGsでは、社会的に全体を包み込む、つまり誰一人取り残さず、全員が社会に参画することを意味する。
ポジティブ・アクション
固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんど配置されていない」、「課長級以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者間に生じている場合、このような差を解消しようと企業などが行う自主的かつ積極的な取組のこと。積極的改善措置とも訳される。
ら行
ライフスタイル
生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことを指す。
ライフステージ
出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のことを指す。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)は、生殖の過程に疾病がないということではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに高水準の性に関する健康やリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのことです。ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、誰もが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。



第2次紀の川市男女共同参画推進プラン ～中間見直し～

発行:2023(令和5)年3月

編集:紀の川市 企画部 人権施策推進課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

電話:0736-77-2511(代表) FAX:0736-77-0917

メールアドレス:k050300-001@city.kinokawa.lg.jp